

いかに生命倫理を教えるか

道徳教育の理論と実践 第2編

中 島 秀 憲

(1997年1月21日受理)

1. 序 章

1.1 本論文の意図

本論文は、理論編たる「道徳教育の理論と実践 第一編 カント、ロマンティカ、ヘーゲルの道徳理論」の続編をなし、生命倫理をテーマに取り上げて道徳教育の実践に関して考察をなしている。

特に近年、世上では生命倫理への関心が高まっているが、生命倫理ほど様々な価値観が対立している世界はないであろう。数例を挙げてみよう。「脳死⁽¹⁾」に関しては、一方では SOL⁽²⁾（生命の尊厳）の立場が、他方では QOL⁽³⁾（生命の質）の立場がある。インフォームドコンセントについては、個人の主体性を重視して積極的に本人に情報を与える立場と、また家族の和の精神を重視し、本人より家族への情報提供を重視する立場がある。またアメリカでは、中絶を認めるグループと認めないグループが激しく反目し、中絶手術を行った病院が焼き討ちされたり、あるいはその医者や看護婦が殺されたりしている。いずれにおいても各立場間の対立の溝は埋められていない。このような事情を考えれば、「一方的な価値観を児童に押しつけたくない。できる限り、生命倫理的な内容は取り上げないでおこう」という姿勢も理解できないことはない。これを一概に「消極的だ」と非難することはできない。しかし、生命についているだけに、生命倫理に関するテーマ（例えば安楽死、尊厳死、脳死者からの臓器移植、遺伝子治療等々）はどれをとっても刺激的である。生命倫理が有する問題点に注意深く配慮しつつ授業を進めれば、生徒に大きなインパクトを与え、彼らに生命に対するより深い洞察を得させることもできよう。

私が例として挙げた生命倫理の分野に於ける対立は全て「理性」と関わっている。「脳死」については「人間の生を人格（=理性）と捉えるか否か」が、インフォームド・

コンセントの場合「患者の主体性（＝理性）の尊重」が、中絶に関しては「胎児を人格（＝理性）と捉えるか否か」が論争の核となっている。世界の生命倫理の先端を行くアメリカでは大勢として、「脳死」は人の死と認められ、インフォームド・コンセントは各医療現場で実行されている。すなわち、理性の尊重は確立されていると言つてよいであろう。だが、極端に理性尊重を遵守すれば、確実に「母胎の権利を優先するための胎児の人工妊娠中絶」に至りつく。なぜなら、母胎は人格であるのに対し、胎児は理性を有しておらず、人格ではないのだから。ここまで極端になると、やはりアメリカの世論は二分されて、殺人事件が起こるほどの激しい対立を招いている。この対立は「理性を至高存在として世界の中心に据えてよいのか」という逡巡を表現しているのである。しかし、生命倫理に関わる現実の事件は「理性中心」で片づけられる傾向にあり、生命倫理の思想的根拠も理性主義的なエンゲルハートによって導かれている。また、ピーター・シンガーによって代表される功利主義的思想の台頭も目ざましい。

このような問題性を考慮せずに、生命倫理の思想を普遍的なものとして生徒に教え込むことは大変危険であろう。われわれ教育者は、非「理性」的な世界の豊かさにも十分心を配るべきであろう。だが、ここでもわれわれは注意深さを忘れるべきではない。心の荒廃を嘆く声が現れて既に久しい時が経つ。宗教によってこれを克服しようという動きも現れている。とても「敬虔な信徒である」などと言えないが、私は仏教徒であり、宗教の内に「理性」を越えた豊かな世界があるということも予感している。しかし、宗教は安易な打出の小槌ではない。宗教でもって一挙に問題が解決されることは、余りに楽観的な考え方である。宗教の内にも強力な「理性」が潜むのかも知れないるのである。

1.2 中学生の生命観のレベル

最近、若者の間で人間の命を軽視する傾向がますます強まっているように思われる。「ホームレスの人々をゲーム感覚で襲い、死亡させる」、「被害者が自殺へと追い込まれるほどの執拗で残虐ないじめ」、「自分の命を駆け引きに使って自殺予告をし、学校行事を中止させる」等々の事件にその傾向が現れている。——このような事件に触れる度に、われわれは驚いて嘆いてしまう。「なぜ、生命の尊厳の意識がそれらの若者に欠けているのだろうか」と。この嘆きの背後には「これくらいの年齢であれば当然、命に対する畏敬の念は持っているはずだ」という思いが潜んでいる。しかしながらして、この思い自身が正当性を有しているのだろうか。

認知心理学者のコールバーグ（1927—）によれば、われわれは生まれながらに道徳

的に高度なレベルにあるのではない。われわれは、第1段階（罰を回避し、権威に自己中心的に服従する）、第2段階（利己主義的に、賞賛を期待し行為する）、第3段階（良い子でいようとする）、第4段階（社会的秩序、規則体系を重視する）、第5段階（相互性に基づく規則の合意的協定を目指す）、第6段階（普遍的妥当的原理から個人的良心の決断がなされる）の6段階を、葛藤を通じて一步一步高い段階へと高まっていくのである。コールバーグは、ディレンマに陥るような例え話を被験者に聞かせた後、被験者に様々な質問をして、彼あるいは彼女がどの段階の道徳性にあるのかを判定する。山岸明子氏は、日本の実状に合わせて、コールバーグの理論をベースにして、その段階を五つに修正している⁽⁴⁾。生命観に関しては、第1段階（生命の道徳的価値と、物理的社会的な価値との分化がない）、第2段階（所有者及び他者の欲求の満足に対する道具的なもの）、第3段階（家族や他者への共感、愛情に基づく価値）、第4段階（「汝、殺すなかれ」のルールに基づき、生命そのものより、このルールを神聖視する。社会的・宗教的秩序の中核としての生命の価値）、第5段階（普遍的人権である故の価値。全ての人間の人格の尊厳に基づき、他に依存しない自律的な価値）の5段階である。山岸氏の調査によれば、分布は、小五（0, 2, 14, 3, 0）、中二（0, 5, 10, 5, 0）、高二（0, 0, 10, 9, 1）、大学生（0, 0, 2, 8, 6）となっている。明らかに、年齢が増すにつれて分布曲線は右のほう（高い段階）へと移動している。

山岸氏が依拠しているコールバーグの理論は、キリスト教的（第4段階の「汝、殺すなけれ」は旧約聖書に表されている神の命令である）であり、また個人主義的（第6段階の「他に依存しない自律的な価値」に表現されている）である。それゆえ、これをそのまま日本の児童の道徳性発達の研究に適用することは困難であろう。しかし、コールバーグの思想の一部の問題性を捉えて彼の思想全体を否定することは非常に消極的な態度と言わざるを得ない。真理と過誤についてヘーゲル（1770—1831）は、それらを水と油のような関係と捉えてはならないと主張する。真理は内に否定を含みつつ自己展開していくのである。コールバーグの理論に全面的に依拠するかあるいは依拠しないか、というのは誤った態度である。その問題点を自覚しつつ、例え一部であろうとも、それから得るところがあれば、われわれはそれを真摯に考察しなければならない。

山岸氏の調査はわれわれに重要なことを教えている。中学二年生の分布を見てみよう。分布の中心（20名中10名）は第3段階である。5名が既に第4段階に達しているが、まだ5名が第2段階に留まっている。第2段階にある児童は、「ハインツのディレンマ⁽⁵⁾」について尋ねられて、「(好きでない場合)離婚したいとか思っているのならば、いい機会だから、そのまま盗まなくても悪くない」と答えている。つまり、「自己

の幸福のためであるのならばハインツは、好きでもない妻を見殺しにしても良い」と考えている。また、安楽死の問題に関しては、第2レベルの児童は「重要人物の場合、政治をやっているんだから死なせないで長生きさせて、日本をちゃんとさせる」と言っている。すなわち、この段階では、生命に関して、自己や社会の幸福にとってプラスとなるのかどうかという観点から、言わば生命が幸福促進の手だてあるいは道具として考えられているのである。先に述べた「これくらいの年齢であれば、この程度の道徳性を持つはずだ」という思いは誤っているのである。中学生は無論のこと、高校生や大学生に関してもその道徳性の発達段階の分布は散らばっているのである。大学生でもその一部は第3段階に留まっている。第2段階に欠けているのは、生命に対する共感（第3段階）や当為としての生命の尊重（第4段階。この段階にあるものは、その理由をはっきり述べることはできないが、「とにかく生命の尊重は人間としての義務だ」と主張する），それに人間の尊厳への配慮（第5段階）である。この第2段階にある児童に対して、われわれは彼らが生命に対する共感や尊厳の意識を有するよう手筈を整えなければならない。

2. アメリカの生命倫理の流れ

2.1 生命倫理という新しい学の誕生

生命倫理の運動には二つの大きな波がある。最初の波は1950年から1960年にかけてで、次の波は1970年以降である。後者の生命倫理の運動が現在まで続いている。

まず、最初の生命倫理の運動に関して。1945年から46年にかけて、ドイツのニュルンベルクでナチスの戦犯に対する国際裁判が行われるが、その場で初めて、ドイツの医者が戦争中にユダヤ人に対して残虐な人体実験を行っていたという事実が発覚する。また、同じ頃の話であるが次のような事実も暴露された。——アメリカの黒人の中でも梅毒が流行していた。患者は二つのグループに分けられ、片方のグループにはペニシリン治療が、もう片方のグループには何等実質的な治療はなされていなかった。しかも、これに国の機関が関与していた。——このようなことがきっかけとなり、1950年から60年にかけてアメリカでは、医学に対する倫理的な関心が強まり、医学や生命への人権的配慮に基づく関心という意味で生命倫理という言葉が使用されるようになる。

今日、生命倫理は、脳死、臓器移植、安楽死、体外授精、中絶、遺伝子治療等々様々な分野に広がっている。この中で、脳死が1970年代以降の生命倫理の運動に深く関わっている。この時期は、アメリカにおいて救急医療の分野で医療技術が飛躍的に発

達した時代であった。アメリカは1960年代から73年までベトナム戦争を遂行していたのであるが、60年代末、負傷兵を治療するための新たな技術、例えば今日使用されている人工呼吸器（患者の呼吸停止や自発呼吸再開に応じて自動的に作動する）あるいはICU（集中治療室。モニターを使用し、複数の医師や看護婦が24時間体制で治療する）等が開発される。そして、これらの戦場における医療技術が1970年代に入って一般病院へ広がっていくのである。

ここに、従来の死の判定（基本的に心臓停止をもって人の死とする）が適用されない新たな事態が生じた。例えば交通事故等で脳（特に脳幹）に損傷を受けた場合、以前ならば、短い時間で呼吸が止まり、心臓停止へと到っていた。しかし、人工呼吸器の使用で、「脳の機能は停止しているが、心臓は動いている」という患者が生じるようになった。従来の判定に基づけば、心臓が動いているのでこの患者は生きているということになる。しかし、考え方によっては、この患者は機械によって無理矢理生きていると捉えることも可能である。一番問題となるのが、この患者が「人間として生きているのか」ということである。理性主義的な思想に従えば、人間と動物とを区別するものは、理性の有無である。すなわち、人間の尊厳は理性にあるというのである。これは、キリスト教世界では受け入れ易い思想であろう。あるいは、キリスト教的な土台の上にこの思想が成立したとも考えることもできる。ユダヤ教やキリスト教それにイスラームの聖典である旧約聖書によれば、「神はまた言われた。——われわれの形に、われわれにかたどって人を造り、これに海の魚と、空の鳥と、家畜と、他の全ての獣と、地の全ての這うものを治めさせよう——」（創世記1. 26—28）、「主なる神は土のちりで人を造り、命の息をその鼻に吹き入れられた。そこで、人は生きたものとなった」（創世記2. 7）。神に似ている面あるいは神によって人間の内に吹き込まれた息が理性である。すなわち、人間は二層的な構造の存在であって、高い層は理性的側面、低い層は他の生命体と同じレベルつまり肉体やこれと結びついている感覚や本能という動物的側面である。このような思想を極端化すれば、人間の人間たる所以は理性に存するということになる。この立場では、脳死者のみならず植物状態にある人も、あるいは重度の精神遅滞の人も、人間としては死んでいるということになる。

2.2 生命倫理に関わる主たる事件

1967年12月、南アフリカ共和国のバーナード博士が世界初の心臓移植に成功している。翌年の1月に同じくバーナード博士は有色人種の心臓を白色人種に移植している。移植外科医によれば、一旦止まってしまった心臓が再び動き始めることはないと。ゆえに、移植に際しては動いている心臓が取り出されたことになる。従来の考え方から

すると、これは殺人ということになる。しかし、この当時の新聞の論調はそれほど批判的ではない。根本基調は「生きた心臓をいかにして移植し得たのだろう」というものである。この当時南アフリカ共和国はアパルトヘイト政策を取っていたが、特に第二番目の手術に関しては、有色人種の心臓が白色人種に移植されたということで、「人種差別の壁を壊す快挙」という好意的な記事も目につく。後にこの手術が問題となり、「はたして、そのドナーの有色人種の人間は脳死状態にあったのか」という疑惑が出されたが、ドナーの身元あるいは心臓摘出時の彼（或いは彼女）の状態は不明のままであった。1968年に札幌医科大学の和田教授が日本初の心臓移植に成功している。この手術も後に、「ドナーは本当に脳死状態にあったのか」や「レシピエントの心臓は、移植を受けなければならないほど悪い状態にあったのか」という疑惑が出され、和田教授は訴えられた。しかし、検査された筈のドナーの脳波の書類が紛失したり、あるいは摘出後保存されていたレシピエントの「悪い心臓」が本人のものであるか否かが確認できず、結局和田教授は灰色のまま無罪となってしまった。日本ではそれ以降心臓移植は行われていない。世界的には1968年以降、各地で心臓移植がブームとなった。和田氏の手術は世界で三十数例目である。しかし当時、効果的な免疫抑制剤が開発されておらず、手術を受けた患者の生存期間は非常に短かく、やがてブームも下火となつた。最初の移植患者の存命期間は18日間、日本の場合は80数日間であった。しかし、1980年代に入って新しい免疫抑制剤が開発され、再び心臓移植が盛んとなつた。

私が取り上げる事件は、1975年からのカレン事件、1981年の尊厳死に対する代行判断事件、1988年からのナンシー事件である。いずれもアメリカの事件であるが、われわれがまず注意しなければならないことは、アメリカは文字通り合州国（合衆国と表記されるが）すなわち州の連合体であり、各州の自治権が非常に強いということである。ゆえに、中絶に関しても尊厳死に関しても各州によって法律が異なり、ある州の最高裁の判決がそのまま他の州に適用されるわけではない。とは言え、ある州の最高裁の判決が他の州の裁判所の判決に大きな影響を与えるという事実もまた否定できない。

[カレン事件]

1975年4月、当時21歳であったカレンはパーティで睡眠薬を服用して急性薬物中毒となり、昏睡状態となる。呼吸障害も現れたので人工呼吸器が取り付けられ、チューブによる栄養補給もなされる。両親は懸命に看病に励むが、時とともに悲観的、絶望的となる。そしてカトリックの神父とも相談し、ローマ教皇の聖勅⁽⁶⁾とも違わないことを確認し、「カレンの自然の身体機能が彼女の生命をコントロールすることに任せ

る」ことを決意し、同年の9月にニュージャージー州の裁判所に尊厳死を申請する。州裁判所は父親の申請を却下する。その根拠は以下の通りである。

- a. カレンは新旧いずれの基準に照らしても明らかに死んでいない。

(旧基準とは従来の「基本的に心臓停止をもって人の死とする」というもの、新基準とは、ハーバード大学特別委員会が1968年に作成したものである。その脳死の定義は、①知覚および反応の消失、②自発運動および自発呼吸の停止、③神経反射の消失、④脳波の平坦化である。)

- b. カレンの推定的自発意志（自然に死にたい）は明白ではない。

- c. カレンが有している唯一のクオリティは生命である。

- d. 親による子のプライバシー（私的事柄、主体性）の代行権は、その子の生命の促進に関わるべきである。

この裁判は州最高裁まで持ち込まれる。1976年3月に州最高裁は「人工呼吸器の取り外しによって医者が殺人罪で訴えられることはない」という判決を下し、7月にカレンから人工呼吸器が取り外される。しかし、意外なことにカレンは生き続け、その後1985年に肺炎で死亡している。カレンは、公式には「植物状態」とされていた。だが、人工呼吸器を外すと彼女は確実に死に到ると考えられていたのだから、実質的には「脳死」と見なされていたことになる。第2審の根拠は以下の通りである。

- e. カレンが昏睡状態から回復するという希望はない。

- f. 終末状態からの回復の可能性が全くない場合、通常外の治療を打ち切るということも可能である。

- g. 通常外の治療の程度が増すにつれて、そして予後の見込みが薄くなるにつれて、対抗物たる州のインタレストが弱くなり、個人のプライバシーが増加する。

(インタレストというのは関与という意味である。州は州民の命を守る義務があり、この義務のために個人のプライバシーに関与することもある。)

- h. 精神能力のないカレンの推定的プライバシーは見捨てられるべきではない。

- i. 親は子のプライバシーを代行し得る。

すなわち、第二審では、「カレンのプライバシーも尊重されるべきである。しかし、カレンには精神能力がない。そうなると親が子の代わりに代行せざるを得ないであろう」という判断がなされている。第一審でも第二審でも、判断の中心となっているのは、プライバシーすなわち個人の主体性である。このプライバシーは非常に厳肅なものである。なぜなら、これによってカレンは自らの生死を選び取ることができる所以あるから。

(カレン事件の叙述に関しては、唄孝一『解題カレン事件』(『ジュリスト』No. 606)

と同じく『続解題カレン事件』(同 No. 622) を参考とした。但し、私の問題意識のコンテクストに従って唄氏の論文を捉えており、私の解釈も入っている。ゆえに、本論文のカレン事件に関する内容の責任は全て私にある。)

[尊厳死に対する代行判断事件]

1981年、ガン患者が大腸手術後意識不明となる。担当医は脳死と判断し、家族の同意の下、人工呼吸器のスイッチを切るように看護婦に命じる。スイッチは切られたが患者は死に到らなかった。そこで、水分と養分の補給が中止され、患者は餓死した。この措置に終始反対していた看護婦が担当医師を殺人罪で告発した。カリフォルニア州最高裁は家族の代行判断（家族による患者のプライバシーの遂行）を認め、医師を無罪とした。

[ナンシー事件]

1983年、当時25歳であったナンシーは運転中に鉄柱に激突し、大脳を損傷し、植物状態となった。この4年後、両親は娘の尊厳死を決意し、水分・養分チューブの取り外しを求め、ミズーリー州の裁判所に提訴する。翌年、裁判所で審議が開始され、妹は「植物状態は姉の意志に反する」と証言する。ナンシーは活発で行動的な女性で、ボランティア活動や社会活動に積極的に関わっていた。妹によれば、今の姉の状態は姉にとって不本意な生き方であるというのである。この証言により、両親は勝訴する。だが、判決後直ちにミズーリー州は州最高裁に上訴する。最高裁は「本人の明確な死への意志が存在しないのであれば、栄養補給の停止は認められない」という判決を下し、両親は敗訴となる。その後、ナンシーのリビングウィルを証言する知人が現れ、裁判はやり直しとなる。リビングウィルとは、「生きている」時に表明された意志すなわち精神能力がある時に表明された尊厳死の意志のことである。やり直しの裁判で、ナンシーの知人は次のように表明する。「ナンシーは私に、もし植物状態になったならば生きていたくない、と確かに言いました」と。この証言が有力な判断根拠となり、1990年の8月にミズーリー州の最高裁は、ナンシーからの水分・養分チューブの取り外しを認める。同年の12月12日にナンシーから水分・養分チューブが外され、クリスマス明けの12月26日にナンシーは餓死する。この事件においては、リビングウィルを前提として、植物状態が人の死と認められたのである。

2.3 上記の事件を如何にとらえるか

先述したごとくアメリカでは、脳死をもって人の死と見なすことは大方の世論の合

意を得ている。しかし近年では、脳死を越えて、大脳が働いていない状態、つまり植物状態をもって人の死と見なそうという傾向が徐々に強まっているように思える。アメリカで最近よくニュースとなっているのは、精神能力の回復の見込みがない患者に対して医師団が治療を拒否し、患者の家族と裁判沙汰になっている、ということである。このようなケースでは、患者本人の意志は全く考慮されずに、医師団の判断で、患者の生死の決定がなされようとしている。

私は、主体性の尊重は重要な事柄であると考える。私の生は私の主体性に基づいて生きられねばならない。私の主体性が私の生を決定すべきである。主体性による生の営みの自己決定の内に人間の尊厳が存する。しかし、われわれは、ここで論理のすり替えが行われる危険性があるということに十分注意しなければならない。すなわち、「植物状態となった時、すなわち、学習能力や記憶力それに意志活動が消失した時、延命措置を探らないで欲しい」という意志は、患者本人のプライベートなものであり、他人の干渉を許さない厳かなものである。だが、カレン事件や「尊厳死の代行判断事件」あるいは医師団の治療拒否の事件においては、生死の決定が患者本人のプライベートな判断を離れているのである。周囲の人間が、つまり家族や医師団が「魂は既に肉体から離れている。恐らく本人も生きることを望んでいないだろう」と判断して、その患者の死を決定しているのである。すなわちそこでは、「主体性による自己決定=人間の尊厳」という考え方、「主体性による自己決定をなし得る能力=人間の尊厳」に置き換えられているのである。つまり、魂（=理性あるいは主体性）が抜け出しているのだから、抜け殻たる肉体には人間の尊厳は宿っていない、と言うのである。

「滑りやすい坂道 (Slippery Slope)」という論法がある。「もし X が認められたら、X よりも更に悲惨な Y に到るのは自然である。だから X を認めてはならない」というものである。アメリカの人間生命観は坂道を下っていないであろうか。人間の本質を十全な精神機能と定義する限り、「自然に」どころではなく必然的に、脳死者や植物状態の患者のみならず、重度の精神遅滞者あるいは精神機能喪失者も、「人間」から排除されてしまう。次章で触れるが、生命倫理の大家エンゲルハートはこれらの人々を本来の人格と見なさない。また、最近とみに世界中の注目を浴びているピーター・シンガー（オーストラリア人であるが、アメリカを中心に活躍している）は、精神遅滞が伴う二分脊椎症の子供の安楽死を勧めている。

3. アメリカの生命倫理の理論的根拠——理性主義と功利主義

ヘーゲルは「ミネルヴァのふくろうは、黄昏が訪れと初めて飛び立つ⁽⁷⁾」と言う。こ

これは、「哲学は、その時代の世界観をその完成態において表現する」という意味である。すなわち思想は一方で、時代精神に対してその完成態を指し示して、その運動を方向づける。また思想は他方で、時代精神に対してその自己限界を暴露して、自己変革を促すのである。

アメリカの生命倫理の運動を導いてきた思想は、理性主義と功利主義である。理性主義の思想を極端な形で表現すれば「理性のない人間は人格ではない、人間以下の存在だ」となるであろう。功利主義の思想を同じく極端な形で表現すれば「その生存が本人および周りの人に幸福よりも不幸をもたらす場合、その人間は切り捨てるべきである」となるであろう。ヘーゲル的に考えれば、これらの思想は極端であるゆえ、既にその内に自己限界を表しているのである。われわれはこれらの思想を前にして怯える必要はない。問題性をそれとして見つめていけば良いのである。

3.1 エンゲルハート（1941—）の理性主義的思想

まず、人格の概念を明らかにしておこう。カント（1728—1804）によれば、「人格とは、自分の行為に関して計算できる能力を有するものを指す。道徳的人格性とは、諸々の道徳法則の下での道徳的主体性の自由を指す。（これに対して、心理的人格性とは単に、様々な状態において自らの現実存在の同一性を意識する能力を指す。）これから帰結として以下のことが生じる。人格は、（自分一人でなすか、あるいは少なくとも他の人たちと協同でなすかのいずれかであるが）彼が自分自身に課した法則以外のいかなる法則にも従わないものである」（*Die Metaphysik der Sitten*, A, B S. 20）

高次のレベルの理性は、道徳律すなわち「汝の意志の格律が常に同時に普遍的立法の原理として妥当し得るように行行為せよ」に従うことができる能力である。しかし、カント自身いみじくもここに「格律（=信念）」と述べているように、われわれはいきなり普遍的立法の原理を自らに課することは不可能である。われわれはまず、主観的信念である格律から出発し、「他の全ての人もこの信念に基づくことができるか」あるいは「この信念が自己矛盾を含まないか」と吟味しつつ、信念を実践していかねばならないのである。この吟味の能力が理性であり、理性を有する者が人格である。最低次のレベルの理性は、計算できる能力である。すなわち、自らの行為の結果について損得を考えることができる能力である。

カントから影響を受けているエンゲルハートは人格をもって、人間であるのか否かの判断基準としている。この思想が最も純粹に表現されているのは、彼の中絶論である。彼は中絶を認める立場である。勿論、彼は「好き勝手に中絶しなさい」と主張しているのではない。もし、その妊娠出産が母体にとって不利なものであれば、中絶は

許されると言っているのである。その根拠を下にまとめてみよう。(『バイオエシックスの基礎づけ』より。邦訳は朝日出版社より出されている)

- a. 人間の生は人格の生である。

(つまり、人間として生きているということは人格として生きているということである。逆に考えると、人格を有していないければ、その人間は人間として生きていないとということになる。)

- b. 人格とは、自己意識、理性、「賞罰の価値への関心」である。

(賞罰の価値への関心とは、自らの行為に関して讃められるあるいは叱られるという判断をすることができる能力である。)

- c. 胎児や乳児は厳密な意味での人格、本来の人格ではない。強いて人格を付与するならば、社会的人格となる。

(胎児や乳児そのものが人格的価値を有するのなく、周囲の人々がその胎児や乳児に価値を与えるのである。例えば、両親や祖父母が新生児の誕生を待ち望んでいる場合、この胎児は大きな社会的人格をもつことになる。逆に、この胎児の誕生が周囲の人々に待ち望まれていない場合、この胎児には社会的人格が付与されないことになる。これから、当然次のd, eの主張が生まれてくる。)

- d. 胎児が否定的価値を有するのであれば、その中絶は認められる。

- e. 胎児、乳児は「人格の尊敬」の対象ではなく、共感に基づく温かい配慮、すなわち恩恵(Grace)の対象である。

エンゲルハートに従えば、「種としての人間」として生まれるものあるいは生まれてきたものが全て人格であるとは限らない。胎児や乳児のみならず、末期のアルツハイマー病患者、重度の精神遅滞の人々、無脳児(脳幹以外の脳組織が欠損している胎児あるいは乳児)、脳死や植物状態にある人は、本来の人格ではなく社会的人格を有するだけである。つまり、周囲の人々の関心によって、人格を与えられるか与えられないかが決定される。もし、周囲の人々に対して存在価値を有していないのであれば、十全な精神機能を有していない彼らは人間とは見なされず、その命を抹消されることになる。

先に、アメリカにおける植物状態について、医師団の判断で、患者の意志の如何に関わらず治療が停止されようとする動きがある、と私は述べた。実は、日本でも同じような主張が現れている。本年(1996年)7月の新聞記事の見出しでは、「痴呆症に尊厳死検討。介護の家族苦しむ」となっている。日本最大の民間尊厳死運動団体である日本尊厳死協会が、重度の老人性痴呆症になった会員にも尊厳死の適用を医者に求める新たな条項の導入を検討しているのである。

3.2 P. シンガー（1946—）の功利主義的な思想

功利主義とは、Utilitarianism の訳である。この言葉の語源は Utility で、その意味は「何か役に立つもの」である。つまり、功利主義は、ある行為そのものの善悪よりはむしろ、その行為によって生じると予想される幸福あるいは不幸を重視する。われわれ日本人も時には、功利主義の立場に基づくこともある。例えば、「終わりよければ全てよし」や「嘘も方便」というのがそうである。

P. シンガーはベンサム的な思想の影響を大きく受けている。では、功利主義を最初に哲学的に理論づけたベンサム（1748—1832）の思想を概観してみよう。

- a. 人間は本性的に快楽と苦痛に支配されている。人間は快楽を求め、苦痛を避けるものである。
- b. 快楽な状態は幸福であり、苦痛の状態は不幸である。
- c. 快楽（＝幸福）を産むのが善であり、苦痛（＝不幸）を産むのが悪である。
- d. 社会は個人の総計である。社会の善は最大多数の最大幸福である。
- e. 快楽・苦痛は計測可能である。（数量計算の指標としてベンサムは、①強さ、②持続性、③確実性、④遠近性、⑤多産性、⑥純粹性を挙げている。⑤の多産性というのは、例えば空腹時に「粗食をとる」と「美食をとる」を比べた場合、後者の方が多産的である。前者も後者も「空腹を満たす」という快を産んでいるが、それに加えて後者は「美味を味わう」という快楽も産んでおり、多産的である。⑥の純粹性に関しては、ある快楽を手に入れた時、その時の労苦が少なければ少ないほどその快楽は純粹となり、その幸福量は増すのである。）

P. シンガーの功利主義的な思想が最もよく表現されているのは、彼の「安楽死論」であろう。彼は『実践の倫理』（邦訳は昭和堂より出版されている）の中で次のように述べる。「嬰児を殺すことが通常は恐ろしいことであるとされる重要な理由の一つは、嬰児を殺すことが両親に与える影響にある。……しかし、嬰児に障害があるとわかったときは別である。もちろん、障害といっても様々であり、取るに足りないものや、子供や両親の幸福にほとんど影響を与えないものもある。しかし、誕生という普通ならば喜ばしい出来事が、両親や既に生まれている他の子供たちの幸福にとって脅威となるような障害がある」。（途中省略。下線部は中島による。）

両親や他の子供たちの幸福量を減らしてしまう障害の例として、シンガーは二分脊椎症や血友病等を挙げている。二分脊椎症というのは、下半身が永久に麻痺し、腸や膀胱のコントロールが全く効かず、そして余分な体液が脳に蓄積されて水頭症となり、精神遅滞となる病気である。この場合、シンガーは「嬰児を殺しなさい」と主張する。なぜなら、その嬰児が送るであろう一生は悲惨に満ちたものであるからである。

彼は「血友病の嬰児に関しては、その処置は難しい」と言う。なぜなら、血友病の児童は、通院の苦労や内出血の不安ということがその子の幸福量を減ずるとしても、それでも人並に明るく幸福に人生を送ることができるからである。しかし、「難しい」と言いながらも、彼は案外すんなりとその処置を述べている。まず彼は、嬰児を代替可能なものと捉える。つまり、二人の子どもをもつ予定であるのならば、最初に「非血友病」の子どもを得て、次いで血友病の子どもを得る場合と、その二番目の子どもを中絶して、更に妊娠して「非血友病」の子を得る場合とを比べると、いずれも結果的には二人の子どもを有することになり、数字的には同一である、と言うのである。シンガーは、血友病の子どもを育てた場合の幸福量と、非血友病の子どもを育てた場合の幸福量を比べる。彼は、明らかに後者の幸福量が大きいと主張する。血友病は伴性遺伝であるので、母親が血友病の遺伝子を有する場合、男子の嬰児には $1/2$ の確率で血友病が現れる。女子の婴児には血友病は現れない。ゆえに彼は、血友病の遺伝子を保有する母親が妊娠した場合、羊水検査をして、婴児が女の子である判明するまで、繰り返し妊娠しなさい、と勧める。

しかし、このように羊水検査によって男児を中絶した場合、 $1/2$ の確率で非血友病の胎児を殺していることになる。そこで彼はもっと良い方法を提案する。それは、「生まれた男の乳児が血友病であるならば、その子を安楽死させなさい」というものである。

ベンサムは最大多数の最大幸福を主張する。しかし、現実には、全ての人が最大限の幸福を味わうことは不可能である。最大多数の最大幸福の実質的な意味は「できるだけ多くの人ができるだけ大きく幸福であるように」となるであろう。このような考え方では、多数の人々の大きな幸福が重要であって、「生きていても、本人自身にとって幸福ではないであろうし、また周囲の人々の迷惑をかけるだけだろう」と判断される人々は、犠牲とならざるを得ない。ベンサムによれば、われわれは可能な限り純粋に（上述のベンサムの理論の⑥）効率よく（同じく⑤）大きく幸福にならねばならない。苦労や苦痛、無駄は省かねばならない。

3.3 理性主義と功利主義の結合

カント的な義務論的倫理観は功利主義的な世界観と大きく対立している。カントに従えば、われわれ人間は、神の似姿たる理性（叡知的存在）と土くれたる感性（肉体的存在）とから成り立っている。われわれの快の感情（＝幸福）は感性と結びついている。感性と結びついている限り、われわれは肉体的存在を免れることはできず、動物のレベルを少しも越えていない。だからこそ、叡知的存在たるわれわれは、自己の

幸福に想いを寄せることなく、ひたすら理性でもって感性を抑圧して、道徳律に従って行為し、より高い人格を目指さねばならないのである。これに対して、幸福を重視するベンサムやシンガーは、幸福・不幸を感じる能力において動物と人間の間に境界線を引かない。ゆえに、人間は動物の利益に対しても平等に配慮しなければならないことになる。

だが極端にカント的な立場をとった場合、十分な理性を有していない（自分の行為に関して計算できない）人間はどうなるのであろう。カントは「君自身の人格および他の全ての人間の人格に例外なく存在している人間性を、常にまたいかなる場合にも同時に、決して単なる手段としてではなく、目的として使用しなければならない⁽⁸⁾」と主張する。すなわち、人間性は人格の内にのみ存しているのであって、われわれは、単に「人間のために」ではなく「人格のために」行為すべきなのである。では、十全な「人格」を有していない人間の場合、どうなるのであろうか。十全な人格を有していない彼あるいは彼女は、姿形は人間であるが、その内実は本来の人間ではないとされるであろう。この「本来の人間ではない」ものは容易に極端な功利主義的思想の餌食となってしまう。「この人間は、われわれの幸福実現のためには足手まといだ。いや彼らは本来の人間ではない。切り捨ててしまえ！」。

4. 理性と非「理性」

4.1 理性主義や功利主義は悪い世界観か？

私が使用している「理性主義」という言葉の原語は Rationalismus（英語では rationalism）である。一般には合理主義という訳が使用されているが、私は敢えてこの訳を避けた。Wahrig の辞書によれば、Rationalismus とは「世界は理性的な状態あるいは論理的に予測できる状態にあるという把握、あるいは理性すなわち論理的な思惟を考察の中心に置く教え」である。では、手もとの国語辞典で「合理」を引くと、「合理的に正しいこと、理屈に合っていること」という説明がなされている。序でに「合理化」を見ると、「人員整理・労働強化や技術導入により生産性を向上させること」とある。日本語で合理主義という言葉を用いる際、この「合理化」の意味が込められているように私には思われる。

カントの道徳論に「合理主義」という言葉を用いることは不適当であろう。カントが目指しているのは、「効率よく高い成果を得る」ことではなく、「他の権威に依らず、自らの判断に従って行動できる自由な人格すなわち理性の人間を育成する」ことであ

る。彼の立場は、義務論的と呼ばれることがある。義務論に従えば、われわれは、行為の結果ではなく、行為そのものの善悪を考え抜いて行動しなければならない。例えば私が商人であるとして、「正直であれば、その結果として顧客を増やす。よし、私は正直でいよう」と決意したとしよう。カントから見ると、この私の行為は、「顧客を増やす」すなわち自己幸福が主目的となっており、不純であり、決して道徳的ではない。真に道徳的な人物であれば、「正直であることは良いことだ。だから私は正直であろう」と決意するのである。「正直であれ」ということは端的な義務であって、義務に対する尊敬の念に基づいてわれわれは行為しなければならぬのである。われわれ教育に携わっている者は、このようなカントの理論を尊重しなければならないであろう。自律的な人間、私利私欲のためではなく善のために善をなす人間、このような人間を育成できるならば教育者としてこの上ない幸せである。

また、歴史的に考えると、その根本原理「最大多数の最大幸福」によって功利主義は福祉社会への道を開いたのである。一八世紀のイギリスでは、狩猟の際貴族が誤って平民を殺しても罪に問われなかつたのに対し、貧乏人が盗みを働いた場合死罪となっていたのである。ベンサムの哲学は人々に、「幸福は、一部の特権階級のためにではなく、全ての人のために配慮すべき事柄なのだ」ということをアピールしたのである。われわれ教育者は、全ての人が幸福であるような豊かな社会の形成に関心を持たねばならないであろう。それゆえベンサムの思想の意義も素直に認めなければならぬであろう。

われわれはディレンマに陥っているのであろうか。理性主義は自律的な人間の育成に、功利主義は幸福な社会の形成に関わっている。また、しかし双方とも、弱者排除の論理を有している。われわれはどうすべきか。理性主義と功利主義を受容すべきなのか。それともそれらを捨て去り、新たな世界観を構築すべきなのか。われわれにはこの二者択一の道しか残っていないのか。

4.2 非「合理」的、非「効率」的社會の存在

資本主義的経済システムの原理は、他企業を出し抜いて可能な限り大きな利潤を追求することであろう。このシステムにおいて最重要の原理は「合理化」である。が、この「合理化」は差別を生み出す要因でもある。例えば職場における女性差別を考えてみよう。男女の間には事実として差異はある。妊娠・出産・授乳の能力は女性と男性を分ける。しかし、この差異は差別の根拠とはなり得ない。妊娠・出産・授乳能力は女性の崇高性を表現するものであって、決して「劣性」につながるものではない。だが、差異に「合理」が絡み合うと、差別が生じてくる。例えば長期育児休暇、給料

の性別格差の是正は企業にとって非「合理」である。企業にとっては「女性は内、男性は外」の方が好都合なのである。女性は労働予備軍の育成たる育児に専念せよ、というのである。

イスラームに目をやってみよう。イスラームと言うと、われわれは、「男の世界と女の世界」や「一夫多妻」等の女性差別のイメージをもってしまう。しかし、もともとイスラーム世界では女性が活躍していたのである。そもそも、大商人である妻のハディーッの援助がなかったならば、ムハマドは瞑想に専念することもできず、イスラームを開くこともできなかつたかも知れないのである。だが、イスラーム圏の拡大とともにメッカの経済活動は飛躍的に伸びていった。かくて利己主義的な傾向が出現し、利潤追求が主目的となるのである。これに伴い、女性の妊娠・出産・授乳がハンディキャップと見なされるようになり、女性の地位は低下の一途を辿つたのである。

イスラームの教えそのものは決して「合理化」を重視していない。いや、「合理化」と対立する世界観を有しているのである。以下、イスラーム学で優れた研究を続いている片倉もとこ氏の著作から引用する。(『イスラームの日常世界』岩波新書)

ラーハというのは日本語に訳しにくい言葉で、しいていえば「休息」「安息」にあたるだろうか。しかし、労働をしたから休む、疲れたから休息する、といった受動的なニュアンスは、ラーハにはない。むしろ、ラーハの時間をもつために労働するといった、能動的で積極的な意義をもっている。……わたしは、仮に、「ゆとろぎ」という訳語を考えてみた。「ゆとり」と「くつろぎ」をいっしょにした言葉である。……ゆとろぎの時間をたくさんもつことが人間らしい、いい生き方なのである。どういうものが、「ゆとろぎ(ラーハ)」の範疇に入るのか、順不同にならべてみると、家族とともにすごすこと、人を訪問すること、友人とおしゃべりすること、神に祈りをささげること、眠ること、旅をすること、勉強すること、知識をうること、詩をうたいあげること、瞑想すること、ぼんやりすること、ねころがることなどである。ごろんとすることも、勉強することも、同じゆとろぎの範疇に入り、同じ価値をもつているのである。(途中省略。下線は中島による。)

今の日本では、ごろんとしていたり、ねころがっていると「怠け者」の烙印を押されてしまう。しかし、昔の日本では、合理・効率のみを至上とは見なさず、非「合理・効率」をも神聖とする世界観が存在したのである。ダウン症の乳児そしてその周囲を取材してきた斎藤茂男氏によれば、かつて日本では、神の声を聞くことができる「福子」として障害児が大切にされたそうである。衣料メーカーのフクスケ(福助)の旧商標(頭の大きな子が坐布団に坐っている)に描かれている子は明らかに水頭症である。

斎藤氏はその著『生命あふれる日のために』(講談社+アルファ文庫)の中で次のように述べている。

ただ、障害児をその手で育てる体験者たちが「私たちは障害児から逆に心を育てられ、生かされているのだ」というように、生命と生命の不思議な響き合い、その見えない関係性のなかに、この時代を考えるときの一つの光源があるのではないか——取材を通じてこのことに気づかされただけでも、私にとっては貴重な体験だった。

授業で脳死問題に取り上げる際、生徒に対する「脳死」の説明は、「脳幹も含め、脳全体の機能が停止していて、精神機能はおろか生命機能まで働いていない状態である」とならざるを得ないであろう。この説明には明らかに「精神機能をもって人の本質とする」という思想が含まれている。それゆえ、近年のアメリカの「脳死のみならず植物状態をも人の死と見なす」という動向は必然的なものである。先にも述べたように、自律的な人間の育成はわれわれ教育者の使命の一つであろう。ゆえにわれわれは、精神機能を人の本質と見なす立場に首肯せざるを得ない。だが、これは飽くまでも個々の主体性（プライバシー）の問題である。この立場を、主体性を欠如した存在に対して適用することはできない。この点を十分に押さえておかなければ、豊かな人間性を育成する筈の教育が、児童の心に非「自律」的人間の蔑視を植え付けてしまうことになるであろう。

われわれは、非「合理」的、非「効率」的世界の豊かさも知るべきであろう。この豊かさを知ることは決して合理的・効率的世界を否定しつくすことではない。コールバーグの道徳性発達理論において、児童は前慣習的水準（前述の第1、第2段階）、慣習的水準（同じく第3、第4段階）、脱慣習的段階（同じく第5、第6段階）の道を進んで行く。脱慣習的段階へと高まった児童は慣習や社会的規則に対して徹底的に反抗するのであろうか。いや、決してそのようなことはない。この児童は、枠を越え、枠に捕らわれず枠の正当性を吟味しつつ、自律的に枠に従うのである。

あらゆる思想は、それが育まれた文化的土壌（あるいは枠組み）を抜きにしては成立し得ないであろう。西洋的精神の土壌の一つはキリスト教である。キリスト教神学の基礎を築いたアウグスティヌス（354—430）は理性を光と捉え、「光が在って初めて闇の存在（罪深さ、肉体的存在）を知ることができる」と言った。確かにそうである。例えば蟻は本能に従って生きるので、言わば闇の世界に生きている。蟻自身には自らの本能が見えていない。本能を越える何かが在ってこそ自らの本能を知ることができ、本能を越えることもできるのである。このように考えると理性は光であろう。し

かし、その光は自らの姿を見る能够であるのか。光を越えた何か、あるいは光とは異なる何かが必要ではないのか。シラー「美魂⁽⁹⁾」思想を挙げてみよう。彼は、理性による感性の抑圧を醜いと考える。本能のままに生ずる自然な行為こそが美しいのである。感性のままに道徳的な行為ができる人が「美しい魂」と呼ばれる。このような立場に立ってみると、非「理性」の内に真の光が見え、理性の内に邪な光が見えるかも知れない。

教育基本法第9条第1項に「宗教に関する寛容の態度および宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない」と、および第2項に「国および地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他の宗教活動をしてはならない」と規定してある。この規定は、宗教活動の自由に教育を優先する地位を与えたり、その価値に順序づけしようとするものではなく、政治的教養の尊重と同様の趣旨である。われわれ教員は、無意識の内にも特定の信仰を生徒に教え込むことがないように細心の注意を払わねばならない。しかし、われわれは、現実に生命を有している様々な宗教の教えを学び、その独自の信仰観に触れることにより、狭い枠を乗り越え、自由な立場でわれわれの置かれている現実を捉え直すことができるであろう。この際、われわれ教員は、決して批判的な考察を忘れてはならないであろう。その教えが一切正しいのか或いは一切誤りなのかという二者択一的な考察は避けられるべきである。善は善として、悪は悪として考えて行けば良いのである。以下、仏教やジャイナ教を批判的に考察してみよう。

仏教の教えの一つに「一切衆生悉仮性」（一切の衆生は悉く仮性を有する。つまり、全ての生けるものには平等に仮の性、仮の種子が宿っている、という意）がある。また親鸞は「一切の有情はみなもて世々生々の父母兄弟なり」（『歎異抄』より。有情とは生命あるものを指す）と語っている。仏教においては、いかなる小さな虫の生命であろうとも、それを奪うことは罪悪であるとされる。

不殺生（＝非暴力）を徹底的に実行しているのがジャイナ教である。ヒンドゥ教徒や仏教徒と同じく、ジャイナ教徒も輪廻を信仰してる。最終的な解脱へ到るまで、あらゆる生命体は無限に生死を繰り返している。現世における行為の内のあるものは、生命体の死後、その次の生の進路を決定する。このような行為は業（カルマ）と呼ばれる。悪しき業は注意深く避けられねばならない。このための三つの主原則が、非暴力・非所有・非絶対である。

ジャイナ教徒は、宇宙のあらゆる部分が生命体で満たされていると信じている。全ての生命体は生きることを切に望んでいるのである。人間のみが生存の特別な権利を有しているのではない。全てのものは生きる価値を持っている。いかなる生命体であ

ろうともそれから生命体を奪うことは悪しき業を積むことになる。ジャイナ教徒は日没後食事をとらない。なぜなら、食べ物の上に止まった昆虫を見落とし、誤ってそれを食べてしまうこともあるからである。殺生なしの生活が理想であるが、しかし、全ての生命体は他の生命体を摂取して生きて行かざるを得ない。ジャイナ教徒にとって最も望ましいことは、可能な限りその犠牲を小さくすることである。ある生命体を殺した場合、その生命のレベルが高ければ高いほど、悪しき業は重くなってしまう。生命のレベルはその感覚の度合いによって決定される。様々な感覚を有している高次の生命体は人間や他の高等動物である。低次の生命体はごく僅かの感覚しか有していない。これには、植物や土、光、空気等が含まれる。これらの低次の生命体といえども、他の生命体から摂取される時、激しい苦痛に喘ぐのである。ジャイナ教徒は高次の生命体である動物を食しない。彼らは皆ベジタリアンである。彼らはあらゆることに細心の注意を払う。歩いているときに石を蹴ることもその生命体を傷つけることになるのである。

徹底した不殺生である。石ころにも慈悲の心をかけるのであるから。しかし、われわれはそこに、何かしら「人間中心主義」あるいは「理性主義」を感じないであろうか。つまり、その不殺生は、自らの解脱のための手段なのである。石ころへの生命の重みへの尊敬の念があるとしても、その背後には自己愛が潜んでいるのである。天国に行くための業として善行が重視された中世のキリスト教世界で、善行の対象として「物乞いする人々」の存在が要請されたのと同様である。ここでは、貧しい人々の救済が純粹に真剣に考えられているのではない。また、ジャイナ教徒は生命体のレベルを感覚の複雑さで分けているのだが、やはり、そこでは心的機能が高次・低次の基準とされているのであり、高次に理性的存在者の人間が来るのは当然である。このような考えに従えば、十分な心的機能を有しない人々は低次の範疇に含まれてしまうであろう。

キリスト教と比較して、この「不殺生」が仏教やジャイナ教の優れた点として挙げられることもある。しかし、今まで「一切」や「有情」が動物に限定されてきたのではないであろうか。われわれは、新たにこの「一切」や「有情」の中に弱者を読み込むべきではなかろうか。弱者は健常者にとって、また同時に健常者も弱者にとって父母兄弟ではないのか。一は他によって、他は一によって生かされているのではないのか。

5. 終わりに

私は、生命倫理が含んでいる最も深刻な問題の一つを「理性と非理性の対立」に捉えた。この対立は、今日の教育が抱える問題でもある。知育と感情教育——われわれ教育に携わるものに、一方を捨てて他方を選び取るという二者択一的な姿勢は許されない。双方とも児童の教育には必要である。生命倫理的な内容を授業に取り入れることによって、生徒と共に教師もディレンマに巻き込まれるであろう。時には、自分自身の生き方も否定して、新たな生き方を模索して初めて、何らかの答が現れてくるかもしれない。ディレンマを通じてしか見えてこない真理も存在するであろう。

私の中学校の教職経験は、約二十年前の僅か二週間の教育実習のみである。恐らく、実際に教育現場に立って努力されておられる方々からすると、私の今まで述べたことの多くは机上の空論に過ぎないであろう。中学校の教師の方々の御批判、御教示を頂ければ幸いである。

Zusammenfassung

Die Themen der Bioethik wie zum Beispiel die Euthanasia, die innere Organverflanzung von dem Gehirntoten, die Gentherapie usw. werden den Studenten die Reiz geben, das Leben tief nachzudenken. H. T. Engelhardt (1941-) der Rationalist und P. Singer (1946-) der Utilitarist führen die amerikanische Bioethik, die die Einflüsse auf die Welt ausübt.

Aber der Rationalismus und der Utilitarianismus sind sehr gefährlich für die Moralerziehung. Denn Rationalismus, der die Vernunft als das Wesen der Menschheit auffaßt, schließt die Menschen, die nicht Seerefunktionen genug haben, als "Nicht-Menschen" aus. Der Utilitarismus, der mehr Wert auf die Glück der Meisten legt, merzt die Leben der Schwachsinnigen aus, die die Glück der Andern verletzen mögen.

Wir, die die Interesse für Erziehung haben, sollen die Wert der "Nicht-Vernunft" wie z.B. Gesinnung, Sinnlichkeit usw. erkennen.

注

- (1) 脳死：脳幹（呼吸運動、血管収縮、心臓拍動、自律神経、眼球運動の中権）を含め、全ての脳の機能が不可逆的に停止している状態を指す。
- (2) SOL : sanctity of life の略。生命の状態や質がいかなるものであろうとも、生命が存在しているという事実を神聖なものと考える立場を言う。この立場は脳死を死とみなすことはできない。
- (3) QOL : quality of life の略。単に生きているという事実ではなく、どのように生きているかを重視

する立場を言う。この立場に従えば、脳死状態にある患者の生は人間としての質を有さない。ゆえに、この患者は人間としては死亡することになる。

(4) 道徳判断の発達, 教育心理学研究第24巻第2号, 1976年

(5) 「ハインツのディレンマ」

ヨーロッパで、ある女性が特異なガンによって瀕死の状態です。彼女を救うことができる可能性がある薬が一つだけありました。それはラディウムの一種で、その町の薬屋が最近発明したものです。その薬屋は原価の十倍の2千ドルで売り出しました。その病人の夫のハインツはあらゆる知人を尋ねてお金を借りましたが、半分しか集まりませんでした。ハインツは薬屋に、その薬を安く売ってくれるように、もしそれがだめなら、後払いでも売ってくれるように頼みました。しかし、その薬屋は頑としてその願いを受け付けません。それで、ハインツは絶望し、妻のために薬屋に泥棒に入りました。

(以上の例話に、「ハインツが妻を愛していなかった場合」、「ガンにかかったのが妻ではなく、近所の人であった場合」等の条件が加えられることがある。この例え話を聞かせた後、被験者に「ハインツが薬を盗んだことは悪いことですか?」「あなたが裁判官だったら、ハインツにどんな刑罰を与えますか?」「薬屋をどう思いますか?」等の質問がなされる。)

上記文章中、「2千ドル」は、原文の\$2,000の訳である。ヨーロッパでは「ドル」の単位は用いられないが、アメリカの児童を対象とした例え話であるゆえ、コールバーグは意図的にドルの単位を使用したのであろう。

Essays on Moral Development Volum II, The Psychology of Moral Development, Harper & Row, 1984.

(6) ローマ教皇ピオ12世の聖勅(1957年。麻酔科医より、生存が困難な、重篤な脳障害患者の措置について尋ねられて。)

「魂が既に肉体を離れているかもしれないという事実があるにもかかわらず、その蘇生を続けなければならないのか、ないしは続けざるを得ないか」という問題が生じてくる。……自然の摂理とキリスト教道徳の要請として、人は、重病の場合に、生命と健康を保持するために、必要な治療を行う権利と義務がある。……しかし、ノーマルに考えると人は通常の手段を用いる責めだけを負うのである。……生命・健康・全ての現世の諸活動は、事実、精神的目的に従属している」

(7) Grundlinien der Philosophie des Rechts, G. W. F. Hegel Werke in zwanzig Bänden, Bd. 7, S. 28.

(8) Grundlegung zur Metaphysik der Sitten. S. 52

(9) シラーの「美魂」の例え話

シラーは、追い剥ぎにあって裸にされ傷つき、道端に倒れている男と、そこに通りかかった五組の旅人を例に引いている。3番目の旅人がカント的な立場を、5番目の旅人が「美魂」を表している。3番目の旅人は、「自分の病弱な体を守りたい」という感情と必死で闘いながら自分のマントを与えるとする。しかし、感謝しつつも、傷ついた男は「あなた自身困っておられるのだから」とマントを受け取らない。5番目の男は、思わず自分の荷物を道に放り出して、本能のままにその傷ついた男を助けようとする。「あなたの荷物をどうするのです」と尋ねられても、「そんなことはどうでもよい。あなたを助けなくては」と答えて、男を抱きかかえ、近くの町まで連れていく。このように美しい行為のみが他者によって軽やかに受け入れられるのである。(詳しくは、拙論『道徳教育の理論と実践 第1編の1』九州産業大学教養部紀要第29巻第1号、28頁から31頁をご覧頂きたい。)